

## 第6章

# 今後のまちづくりの進め方



# まちの将来像の実現に向けて重視すること

目標とするまちの将来像の実現に向けて、以下の点を重視してまちづくりを推進します。

## 1 まちづくりを進めるための協働体制の充実

今後のまちづくりは、区民、企業等、行政など多様な主体の協働体制をさらに充実させ、互いの信頼・協働・連携・合意形成のもとに進めていきます。

## 2 柔軟で戦略的なまちづくりの推進

港区を取り巻く社会状況の変化に柔軟に対応するとともに、戦略をもってまちづくりを進めるための具体的な手法として、以下の6つを提示します。

これらの手法を地域の状況に合わせて適切に選択・活用することにより、多様な主体が同じ方向に向かって協働し、円滑にまちづくりを進めることができます。

- (1) 地域主体のまちづくりの推進（まちづくり条例の活用等）
- (2) まちづくりガイドラインの策定・運用
- (3) 地域の魅力・価値の持続的な向上（エリアマネジメント）
- (4) ハードとソフトが一体となった総合的かつ効果的なまちづくりの展開
- (5) まちづくり人材の発掘・育成
- (6) 既存ストックの適正な管理及び民間活力を導入したインフラ整備

## 3 時代の変化に対応したまちづくりの展開

社会状況の変化など時代の流れに対応したまちづくりを着実に進めるため、まちづくりに関する計画の進行管理を実施します。

- (1) 関連する個別計画の着実な推進
- (2) 個別計画の見直し等及びまちづくりマスタートップランの改定

# 1

## まちづくりを進めるための協働体制の充実

社会状況の変化やニーズの多様化が一層進む中、まちづくりの基本理念である「人にやさしい良質な都市空間・居住環境を、皆で維持し、創造し、運営していく」のもと、港区をよりよいまちにしていくためには、区（行政）だけでは解決できない課題が増えています。一方で、自らの地域を良くしていきたいという思いを持つ区民や企業等が増えており、まちづくりに関連する組織やエリアマネジメント組織などの活動が活発化しています。

地域のまちづくりを進めるにあたっては、既存の地域コミュニティの持続・活性化を図るとともに、区民、企業等、在勤者、エリアマネジメント組織、大学等の教育・研究機関、在学者、NPO・ボランティア団体等、町会・自治会・商店会等、大使館、国・東京都や近隣の自治体など、多様な組織・人材が互いに信頼を深め、協働・連携・合意形成を図りながら取り組むことが重要です。

各主体がそれぞれの責務・役割を十分に認識し、まちづくりを担う一員として持っている能力や資源を活用し、身近なところから積極的かつ継続的にまちづくりに取り組むことが大切です。

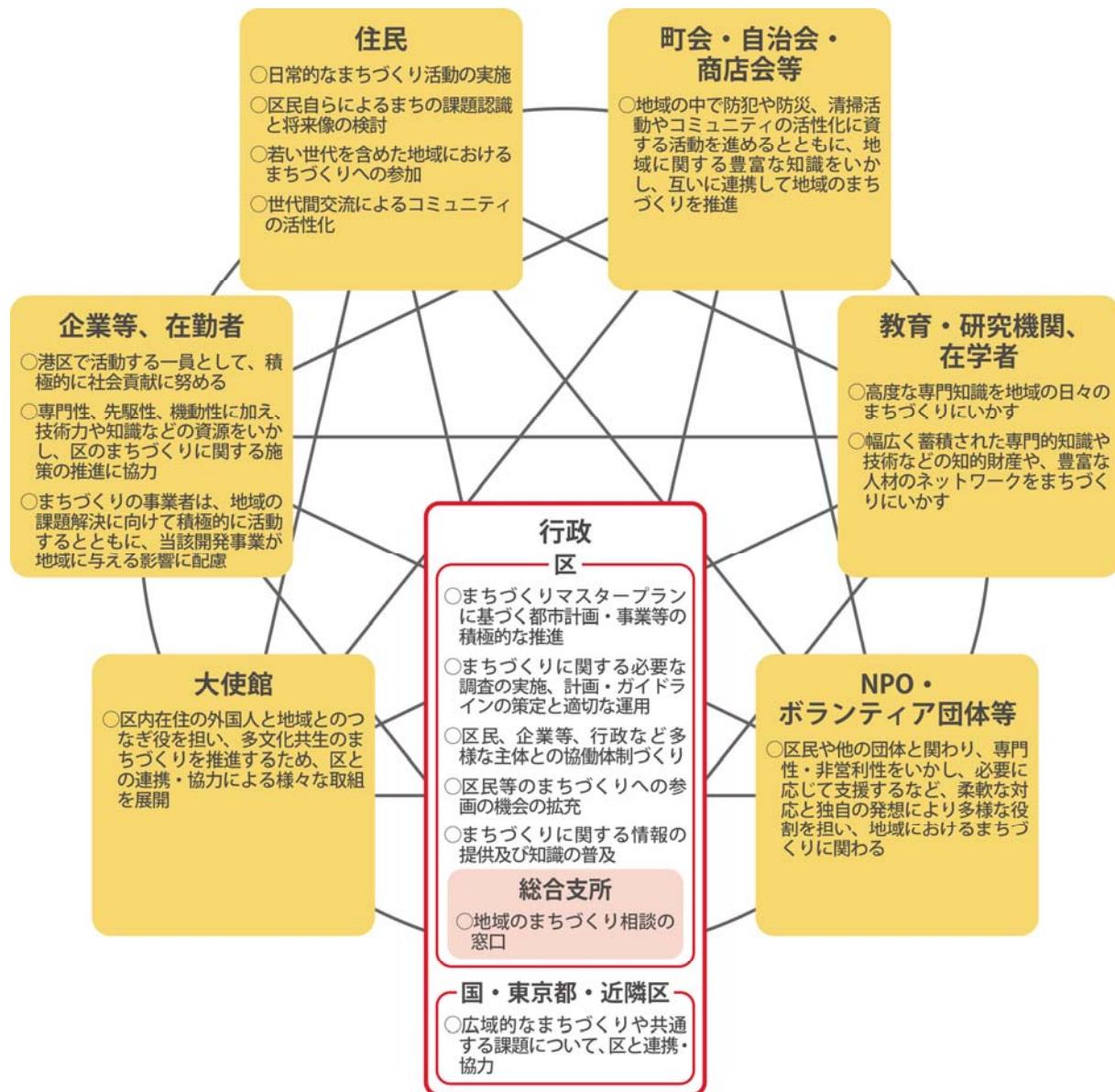


図 まちづくり主体の役割と連携のイメージ

## 2

# 柔軟で戦略的なまちづくりの推進

まちの将来像を実現するためには、状況変化へ柔軟に対応するとともに、法制度等を効果的に活用するなど戦略をもってまちづくりに取り組んでいくことが大切です。港区では、そのような戦略的なまちづくりとともに、地域の特性やニーズ、まちづくりにおいて目指す方向性など、地域の状況に合わせて（1）～（6）に示す具体的な手法を適切に選択・活用し、円滑なまちづくりの推進に努めます。

## （1）地域主体のまちづくりの推進（まちづくり条例の活用等）

まちづくりの取組は、地域でのまちづくりの機運の高まり、事業主体の意向、区民の合意形成等を背景として進めることになりますが、地域特性に応じたまちづくりを推進していくためには、企画・構想段階から、地域の住民、企業等が参画することが重要です。そのためには、各主体がまちづくりを自らの課題として捉え、そして、あるべきまちの将来像を共有する必要があることから、まちづくりマスターplanの周知を図るとともに、まちづくり関連の個別計画の策定・改定への区民等の参画を推進します。

地域主体のまちづくりを、より持続的で実効性あるものとするためには、地域で活動する人、地域で開発事業等を予定している人・事業者など、地域に関わる全ての人々とともに、まちづくりの方向性を共有できる計画や、まちづくりを実現するためのルールをつくっていくことが重要です。

港区は、地域の課題は地域で解決し、地域の発意と合意に基づくまちづくりを推進するため、平成19年（2007年）に「港区まちづくり条例」を制定し、総合支所が地域の窓口となり、地域主体のまちづくり活動を支援しています。地域の人々が抱いている「まちへの想い」を形にし、いつまでも快適に暮らせるまちとなるよう、まちづくり条例等を活用し、まちづくりの動向や熟度を踏まえつつ、地域主体による活動や計画策定・ルールづくりを推進します。

### まちづくり条例を活用した取組事例

#### 【六本木三丁目東地区まちづくり協議会】

「港区まちづくり条例」に基づき、港区に申請・登録・承認された組織である「六本木三丁目東地区まちづくり協議会」では、「私たちの目指す私たちの街の将来像」を「六本木三丁目東地区まちづくりビジョン」としてまとめ、その後、条例に基づく所定の手続を経て「地区まちづくりルール」が策定されています。

ルールとしては、①「災害に強いまちをつくる」、②「みどり豊かで誇りのもてる景観をつくる」、③「地域の絆を強固にする」、④「治安や風紀を維持する」、⑤「みんなが安心して暮らせる環境をつくる」といった5つを定めています。

港区では平成29年3月現在、区内9地区においてまちづくり条例に基づく活動が行われており、そのうち1地区はビジョン登録、2地区はルール認定まで進んでいます。



六本木三丁目東地区まちづくり協議会 活動の様子

## まちづくりの段階

**STEP 1**  
みんなで  
まちについて  
考える

**STEP 2**  
活動の輪を  
広げる

**STEP 3**  
将来像を  
共有する

**STEP 4**  
まちの  
ルールをつくる

**STEP 5**  
まちづくり  
を実践する

## 地域のみんなで進めるまちづくり

### 自主的なまちづくり活動

勉強や相談をする

- 勉強会やまち歩きなどを行う
- 区に相談するなど

### 区の支援等

まちづくり相談  
専門家派遣など

### まちづくり組織【登録】

考え方の共有に向けて取り組む

- 地区の将来像
- まちづくりの基本理念
- 目標など

申請

登録・公表

専門家派遣  
活動費助成など

### 地区まちづくりビジョン【登録】

取り決めごとを確立する

ハード面のまちづくり  
建物の建て方や  
まち並みに関する  
ルールづくりなど

ソフト面のまちづくり  
美化活動や  
防犯対策など

申請

登録・公表

分野ごとの取組み

専門家派遣  
活動費助成など

### 地区まちづくりルール【認定】

ルールを運用する

- 自主活動
- ルールの遵守

申請

地区まちづくりルール  
認定審査会の  
意見を聴いて

認定・公表・周知

開発事業者等への  
指導、勧告など

### 【都市計画法による手法】

- 地区計画等の申出
- 都市計画の決定・変更の提案

申出・提案申請

都市計画審  
議会の意見を  
聴いて

都市計画決定へ

### まちづくりの実施・推進

#### 図 まちづくり条例を活用したまちづくりの流れ

(出典：『「港区まちづくり条例」を活用したまちづくり』パンフレット／港区)

## (2) まちづくりガイドラインの策定・運用

まちづくりマスターPLANに示した方針は、まちづくりの基本的な方向性を示すものであり、地域ごとの特性に応じたよりきめ細かな目標や方針、方策を示すことにより、地域主体のまちづくりや個別の具体的な事業・活動等を円滑に進めることが可能となります。

港区では、地域のまちづくりの動向に応じて、まちづくりの目標を共有する範囲を一つの地域として「まちづくりガイドライン」を策定し、運用しています。

まちづくりガイドラインの検討・策定にあたっては、総合支所と街づくり支援部を中心となって幅広い分野にわたって全庁的に協力・連携し、積極的に地域に入り、町会、自治会、商店会及び地域住民や企業等の多様な主体との意見交換を積み重ね、地域の意向や特性を踏まえた個性あるまちの将来像づくりに取り組みます。

まちづくりガイドラインを策定した地域では、ガイドラインに示すまちづくりの目標の実現に向かって、地域特性やニーズなどに応じた事業・活動等が行われます。個別の開発事業の際には、ガイドラインに沿って地域の課題を解決する計画を誘導するなど、地域の個性をいかしたまちづくりを推進します。さらに必要に応じて、より小規模なエリアを対象として、住民や地権者等による協議会などの組織がガイドラインとの整合を図ったビジョンやルールなどをつくり、地域の特徴や独自性をいかしたきめ細かなまちづくりを進めています。

また、運用段階においては、地域のまちづくりの進捗状況や社会状況の変化などに応じて、ガイドラインを更新します。

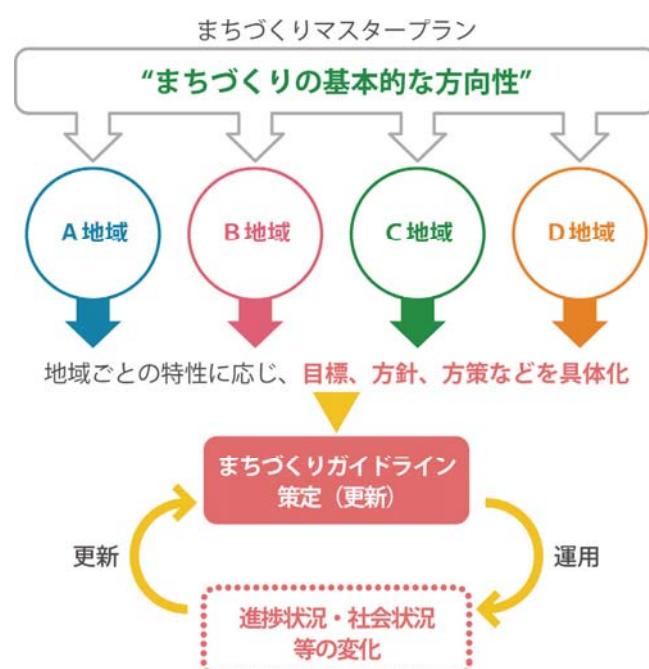


図 まちづくりガイドラインの策定・運用のイメージ

### まちづくりガイドラインの策定・運用を行っている地区の事例

#### 【環状第2号線周辺地区】

環状第2号線の新橋から虎ノ門に至る区間は、東京の新たな大動脈として平成14年度（2002年度）から整備が進められ、平成19年（2007年）には地元の地権者等によるまちづくり組織が立ち上げられるなど、新たなまちづくりの動きが始まっています。港区は、このような状況を踏まえ、まちづくりの動きに適切に対応しまちの魅力を一層高めていくため、「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン」（平成24年（2012年）3月）を策定し、エリア別のまちづくりの誘導方針などを示し、まちづくりを計画的に誘導しています。なお、策定後に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、本地区では、地下鉄新駅や臨海部と都心をつなぐBRTの計画が進むなど、まちを取り巻く状況が大きく変化していることから、ガイドラインの更新を検討しています。

港区では平成29年（2017年）3月現在、区内5地区においてまちづくりガイドライン等を策定し、計画的にまちづくりを誘導しています（環状2号線周辺地区、六本木・虎ノ門地区、田町駅西口・札の辻交差点周辺地区、青山通り周辺地区、田町駅東口北地区）。なお、三田・高輪地区では、まちづくりの課題を解決するため、ガイドラインの策定に向けた検討が進んでいます。また、品川駅北周辺地区では、地権者等により地域独自のビジョンの策定が進められています。

### (3) 地域の魅力・価値の持続的な向上（エリアマネジメント）

今後のまちづくりでは、開発事業等（つくること）だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）までを考えたまちづくりを行うことが求められます。また、環境や安全・安心への関心の高まりを受け、防災・減災対策や事前復興、エネルギー連携などの取組は、社会的責務としてだけでなく、地域の付加価値を創出し向上させるものとして、開発事業が契機となって地域が一体となって取り組むことが必要です。

最近では、道路や歩行者通路、公園などの公共施設やオープンスペースなど、開発事業等によって創出された公共的な空間を、地域主体の活動組織がきめ細かな維持管理を行い、地域の資源として活用する、エリアマネジメントの取組が始まっています。

エリアマネジメント組織は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う地域主体の活動組織です。その活動は、公共的な空間の維持管理を通じて、地域のにぎわいづくりやブランド化など、地域の魅力・価値を向上させる活動へと広がっています。また、在住者のみならず在勤や在学の人々のエリアマネジメント活動への参画を通じて、まちへの愛着（シビックプライド）の育成につながることが期待されます。特に港区では、区内に多く立地する企業等の力をいかし、在勤や在学の人々も地域の一員としてエリアマネジメント活動に取り組むことで、他の地域には見られない独自のまちづくりの展開が期待されます。

こうした背景を受け、開発事業が契機となった地域の価値・魅力の持続的な向上を目指す地域一帯の活動を推進します。

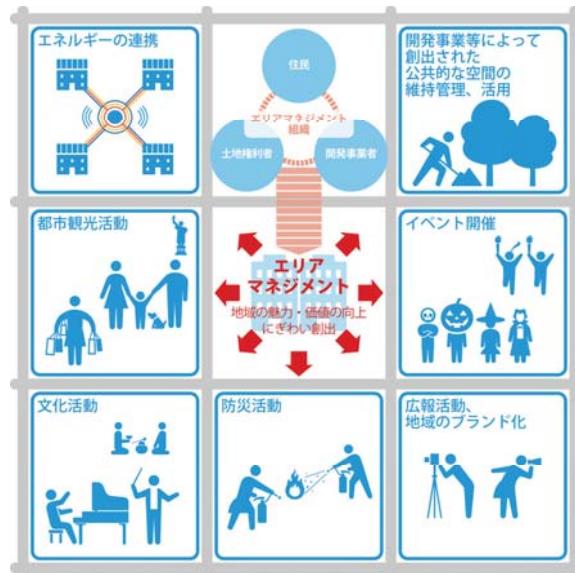


図 エリアマネジメントのイメージ

#### エリアマネジメントによるまちづくりが進められている取組事例

##### 【竹芝地区】

竹芝地区では、都市再生ステップアッププロジェクトの事業者が中心となり、周辺約 28ha 内の企業等と連携し、平成 25 年（2013 年）にエリアマネジメント推進のための準備室が設立されました。竹芝のまちを一層魅力あるものにするためのシンポジウムが開催されたほか、地域の防災やにぎわい創出などの検討・活動が行われています。さらに活動を発展させていくため、平成 29 年（2017 年）3月には一般社団法人が設立されています。



竹芝ターミナルで開催された夏フェス

##### 【品川シーズンテラス】

芝浦水再生センターの再構築に伴う上部利用事業として平成 27 年（2015 年）に開業した品川シーズンテラスでは、事業者が中心となりエリアマネジメント事務局が設置されました。この事務局が中心となって、周辺のものづくりや IT などのテクノロジー企業・団体と連携し、新たな品川のワークスタイル・ライフスタイルをけん引するようなイベントの開催や地域の交流機会創出などの活動が行われています。



民有地内のオープンスペースでの野外シアターイベント

## (4) ハードとソフトが一体となった総合的かつ効果的なまちづくりの展開

まちづくりには、都市計画に関連する土地利用の規制・誘導や道路・公園など都市施設の整備などのハードに加えて、地域主体の防災・防犯活動、環境や産業・観光振興、国際化、福祉、教育、文化、健康増進などの広範なソフト分野の取組も含まれます。

今後、一層多様化するニーズに的確に対応するためには、ハード・ソフトの各分野の連携による総合的かつ効果的なまちづくりの推進が必要です。周辺住民だけでなく、在勤者、来街者など多様な人々の視点でまちの空間がより魅力的に維持され、より快適に使いこなされるよう、多様な関係者同士が協働し、展開される主体的な活動をそれぞれが実行、支援、発展させていきます。

例えば、地域にとって公共的な資産である公園等においては、行政が機能を充実させるだけでなく、地域が協働し、公園等を中心として一体的に地域のにぎわいを創出する取組を行うなど、ハードの維持管理・運営を通じて都市のうるおいや価値を増進させることにつなげることができます。

また、地域の人々の知恵や経験をいかした防災、防犯、環境美化等のソフトの取組をきっかけとして、災害に強い安全で美しいまちづくりなど、ハードのまちづくりへの参画にもつなげていきます。

### ハードとソフトが一体となったまちづくりの取組事例

#### 【環状第2号線の整備を契機とした地域のにぎわい創出】

新橋から虎ノ門に至る地域は、居住者の減少などの課題を抱えています。これまで住民主体のまちづくりが進められてきましたが、平成26年（2014年）に環状第2号線（新虎通り）が開通したのを契機にまちづくりの機運が高まり、ハードとソフトの取組が一体となったまちづくりが進められています。特に、環状第2号線の開通に合わせ、土地建物所有者や住民らによって設立された「新虎通りエリアマネジメント協議会」では、地域の活性化、防災・防犯性の向上といった課題解決のための取組だけでなく、地域の価値の向上をも視野に入れた先進的な活動が進められています。



道路内におけるオープンカフェの設置による沿道と一体となった地域のにぎわい創出

#### 【六本木地域の開発事業の連携による地域の魅力の向上・発信】

六本木地域では、災害に強い安全・安心の街を目指し、開発区域のみならず周辺地域への貢献も果たす防災拠点を形成するため、大規模な開発事業等におけるオープンスペースや交通インフラ等都市基盤の整備をはじめ、自治会の設立など、ハード、ソフトの両面にわたる多様な取組が行われています。隣接する麻布十番商店街との夏祭りでの連携や、周辺の民間企業や団体等との協働による六本木・赤坂・麻布地域の日本版DMO（ビジネスイベントを含む地域観光に向けたマーケティング・マネジメント組織）の設立など、開発区域内にとどまらず周辺地域の魅力・価値の向上に向けた取組が展開されています。



開発事業を中心とした安全・安心なまちの形成に資する取組

## (5) まちづくり人材の発掘・育成

まちづくりマスターPLANに示すまちの将来像の実現を目指し、おおむね20年後を見据えてまちづくりを一歩ずつ着実に進めるためには、まちに関心を持ち、まちづくりに参画し、地域が抱える課題の解決に取り組む人材を発掘・育成し、増やしていく必要があります。

区内の小・中学校においては、次世代のまちづくりを担う若い世代のまちづくりへの参画や意識醸成のため、まちの歴史や地域特性など、まちづくりに関連する学習・教育を展開します。

また、高度な専門知識や技術を有している区内大学の学生や企業等のプロボノ（社会人の専門性をいかした地域貢献）人材の発掘・活用及び教育・研究機関との連携を推進します。

港区は、まちづくりを担う人材を育成するとともに、区民、在勤者、在学者等が自らまちづくりを実践できる機会を提供するなど、多様な人々がまちづくりに関わることのできる環境づくりを進めます。

### まちづくり人材の発掘・育成に向けた取組事例

#### 【チャレンジコミュニティ大学】

港区では、まちづくり人材の育成に向けた取組として、チャレンジコミュニティ大学を実施しています。その目的は、高齢者や高齢を迎える方が、学習を通じて自らの能力を再開発し、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーとして育つことです。運営は区内大学に事業を委託し、港区と区内大学との協働関係を確立・推進することにも役立てています。



チャレンジコミュニティ大学の活動の様子（まち歩き）

#### 【子育て・まちづくり支援プロデューサー】

「子育て・まちづくり支援プロデューサー」プロジェクトでは、主に定年前後の男性を対象とし、長年企業等で培ってきた豊かな経験を子育て支援を軸とした有償の地域活動にいかしていただくためのプロデューサーを養成しています。経理や営業、企画、管理業務、職人技術、スポーツなど幅広く地域で活躍していただいているいます。



子育て・まちづくり支援プロデューサーの活動の様子

## (6) 既存ストックの適正な管理及び民間活力を導入したインフラ整備

道路・公園、交通ネットワークなどの都市基盤の整備にあたっては、限られた財政の中で経営的な観点から事業や手法の選択、集中的な投資及び関連するソフトの施策・事業の実施などにより、効率的かつ効果的な整備を進めます。

都市基盤や公共施設の維持管理・更新にあたっては、環境負荷低減への配慮や長寿命化などライフサイクルコストの軽減を図るとともに、従来の対症療法型の維持管理から計画的な予防保全型の維持管理へ転換します。

今後の人団構成の変化などによる需要の変化を踏まえ、長期的なニーズに対応した利用ができるよう、柔軟で戦略的な施設の更新・統廃合・長寿命化を図ります。

また、公共公益施設の再配置等にあたっては、公的不動産(PRE)の有効活用やPFIを整備手法の一つとして検討し、効率的で効果的な整備・維持・管理を進めます。

### 公共公益施設の再配置等にあたって多様な手法を活用している事例

#### 【PFIを活用した効率的な施設整備】

国土交通省と港区は、気象庁虎ノ門庁舎(仮称)と港区立教育センターについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備・維持管理・運営を行うため、PFI事業による一体的な整備(合築)を進めています。これにより、行政機能の集約・立体化による連携・機能向上、耐震性の向上、ユニバーサルデザイン、景観との調和等の実現が図られます。



気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センターの完成イメージ

#### 【歴史的建造物の保存、復原、活用による新たな施設への再生】

昭和13年(1938年)に竣工した旧国立公衆衛生院は、建築物の安全性・機能性を高めるとともに、歴史的・文化的価値が具現化されている外装デザインや特徴的な内部意匠を保存・復原し、区民が利用しやすく親しみやすい複合施設として整備を進めています。整備後には港区指定有形文化財への指定を目指しており、郷土資料館や在宅緩和ケア支援センター、子育て関連施設など新たな用途へ転換し、生きた文化遺産として再生します。



旧国立公衆衛生院外観



内観(中央ホール)

# 3

## 時代の変化に対応したまちづくりの展開

今後のまちづくりは、計画・整備・開発・維持管理・活用・更新という一連のサイクル全体の運営（マネジメント）を意識し、時代の変化に対応したまちづくりを展開する必要があります。

### （1）関連する個別計画の着実な推進

まちづくりマスタープランは、総合的で中長期的なまちづくりの方向性を示す計画であり、そこに示すまちの将来像は、分野別の個別計画における詳細な検討を経て実現されます。

分野別の個別計画には、具体的な取組・事業の内容や目標とするスケジュールが記載されます。これらまちづくり関連の個別計画に示す具体的な取組・事業については、定期的な進捗管理を実施し、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルにより着実に推進します。

また、市街地再開発事業等については、事業効果等の確認を容易にするため、平成29年度（2017年度）から「港区市街地再開発事業に係る事後評価制度」による評価を実施します。評価で得られた知見は新たな計画の支援・指導の際にフィードバックするとともに、評価結果を広く社会に公表することで、これから再開発計画を策定する事業者の自主的な取組を促し、よりよいまちづくりにつなげます。

#### 港区まちづくりマスタープラン



### （2）個別計画の見直し等及びまちづくりマスタープランの改定

まちづくりマスタープランに示した方針に基づくまちづくり関連の個別計画は、具体的な取組・事業を記載する短期的な計画であり、進捗に応じた状況の確認・評価を行い、その結果を計画の見直しに反映します。

一方、まちづくりマスタープランは、目標年次がおおむね20年後と長期にわたることから、中間年次（平成39年度（2027年度）において、上位計画である「港区基本構想」や「東京都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の改定状況、社会状況や区のまちづくりを取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて改定を行います。

中長期的なまちづくりの方向性を示すまちづくりマスタープランと、それを実現するための具体的な取組・事業を計上した個別計画とを組み合わせて運用することで、具体的な事業を推進する中で蓄積された知見なども踏まえながら、時代の変化に的確に対応したまちづくりを進めます。



# 資料編



# 1

## 改定の検討経過と体制

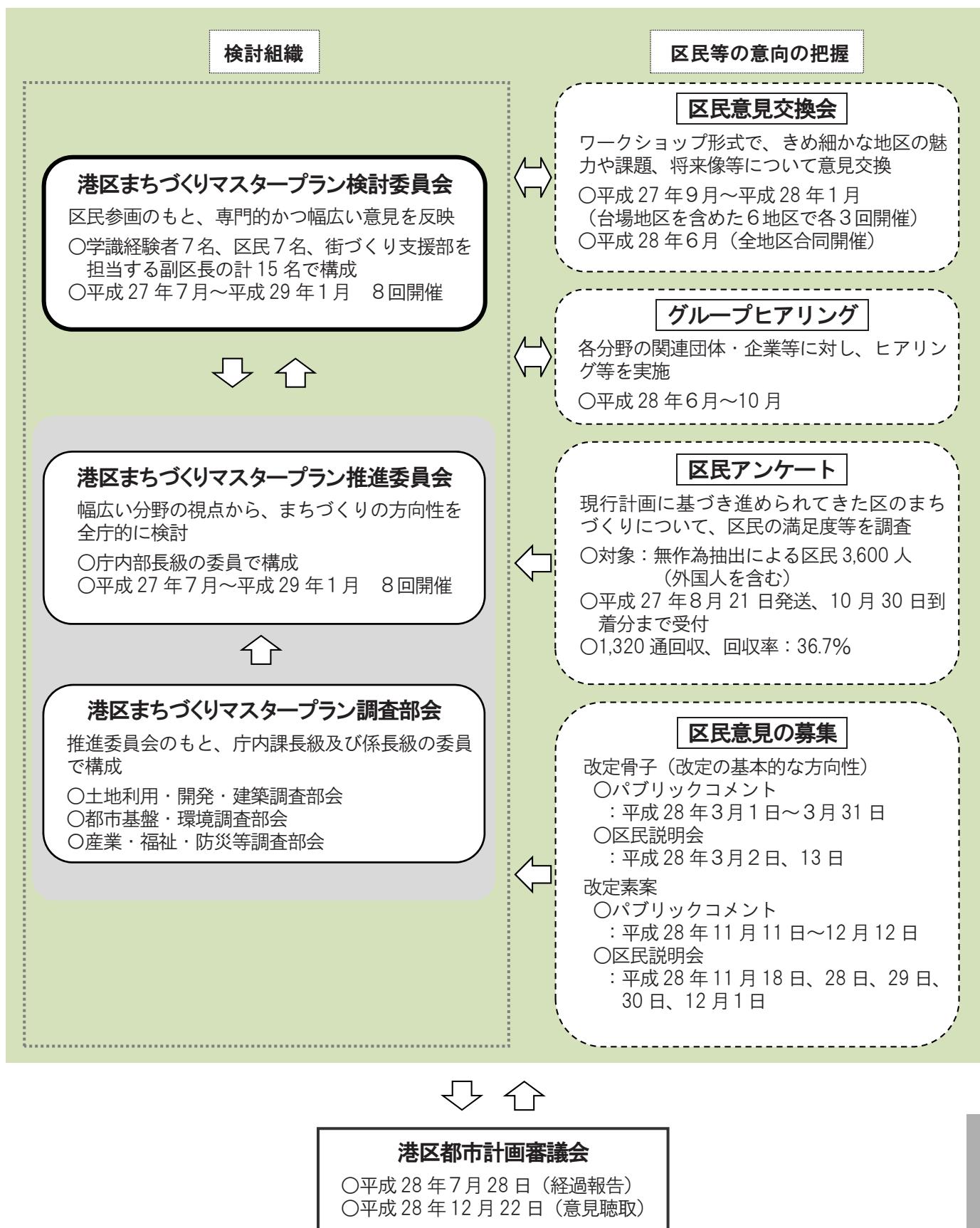
### (1) 検討経過

平成27年度(2015年度)：基礎調査、改定骨子(改定の基本的な方向性)の検討

平成28年度(2016年度)：改定素案及び案の検討、改定

年度	月	全体の流れ	検討委員会 (学識経験者、区民、行政)	推進委員会 (庁内検討)	区民等の意向把握 (意見交換会、パブコメ等)	その他
平成27年度 (2015年度)	7		第1回 7月28日	第1回 7月24日		
	8					
	9					
	10		第2回 10月26日	第2回 10月19日	区民意見交換会 (第1回／地区別) 区民アンケート	
	11				区民意見交換会 (第2回／地区別)	
	12		第3回 12月21日	第3回 12月11日		
	1		第4回 1月22日	第4回 1月14日	区民意見交換会 (第3回／地区別)	
	2	改定骨子 とりまとめ				議会報告 (建設常任委員会)
	3				改定骨子パブリックコ メント、区民説明会	
	4					
平成28年度 (2016年度)	5		第5回 5月19日	第5回 5月10日		
	6				区民意見交換会 (全地区合同)	
	7		第6回 7月28日	第6回 7月7日		港区都市計画 審議会 経過報告
	8				グループヒアリング	
	9		第7回 9月8日	第7回 8月31日		
	10	改定素案 とりまとめ				議会報告 (建設常任委員会)
	11				改定素案パブリックコ メント、区民説明会	
	12					港区都市計画 審議会 意見聴取
	1		第8回 1月24日	第8回 1月18日		
	2					
	3	改定				議会報告 (建設常任委員会)

## (2) 検討体制



## まちづくりマスターPLAN検討委員会

### (1) まちづくりマスターPLAN検討委員会 委員名簿

敬称略、所属は平成 29 年（2017 年）3 月現在

	区分	氏 名	備考（所属・専門分野等）
委員長	学識経験者	中井 植裕	東京工業大学 教授 都市計画
副委員長	学識経験者	服部 圭郎	明治学院大学 教授 まちづくり、コミュニティ
委員	学識経験者	桑田 仁	芝浦工業大学 教授 建築、都市計画
委員	学識経験者	市古 太郎	首都大学東京 准教授 都市防災、震災復興
委員	学識経験者	森本 章倫	早稲田大学 教授 交通
委員	学識経験者	杉浦 榮	S2 Design and Planning 緑、ランドスケープ
委員	学識経験者	羽生 冬佳	立教大学 教授 観光、文化財
委員	区民	今村 芳恵	芝地区区民参画組織
委員	区民	SUH JEONGWON	麻布地区区民参画組織
委員	区民	保坂 真美子	赤坂地区区民参画組織
委員	区民	中島 佳世	高輪地区区民参画組織
委員	区民	堀場 宏子	芝浦港南地区区民参画組織
委員	区民	大本 裕一	公募
委員	区民	堀江 朱音	公募
委員	行政	小柳津 明	港区 副区長

## (2) まちづくりマスターPLAN検討委員会の設置要綱

港区まちづくりマスターPLAN検討委員会設置要綱

平成27年 7月15日  
27港街計第1105号

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく港区の都市計画に関する基本的な方針に該当する「港区まちづくりマスターPLAN」を策定するに当たり、港区まちづくりマスターPLAN推進委員会設置要綱（昭和63年9月13日63港都都第247号）に基づき設置する港区まちづくりマスターPLAN推進委員会（以下「推進委員会」という。）が検討する案について、区民参画のもとに検討し、専門的かつ幅広い意見を反映するため、港区まちづくりマスターPLAN検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を推進委員会に報告する。

- (1) 推進委員会が検討するまちづくりマスターPLANの改定案に関すること。
- (2) その他まちづくりマスターPLANに関し、区長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区民 7人以内
- (3) 街づくり支援部を担任する副区長

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号に掲げる委員のうちから委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

### (意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

### (3) まちづくりマスターPLAN検討委員会の検討経過

年度	回	開催日程	主な内容
平成27年度 (2015年度)	第1回	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■港区まちづくりマスターPLANの改定について</li> <li>■改定にあたっての検討の視点について</li> <li>■区民アンケートの実施について</li> </ul>
	第2回	10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現行計画の評価について（全体構想、港区を取り巻く状況）</li> <li>■全体構想について <ul style="list-style-type: none"> <li>□まちづくりの基本理念、将来都市像、まちづくりの方針(テーマ)</li> <li>□マスターPLANの基本的な事項</li> <li>□全体構想（都市の骨格、テーマ別方向性の基本的な考え方）</li> </ul> </li> <li>■区民アンケート及び意見交換会の実施状況について</li> </ul>
	第3回	12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体構想 <ul style="list-style-type: none"> <li>□まちづくりの方針(テーマ)別の方向性について</li> <li>～土地利用、道路・公園、交通、緑、環境・防災その他の方針～</li> </ul> </li> <li>■地域別構想 <ul style="list-style-type: none"> <li>□方向性（たたき台）について</li> </ul> </li> <li>■区民アンケート及び意見交換会の実施状況について</li> </ul>
	第4回	1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改定骨子（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>□全体構想</li> <li>□地域別構想</li> </ul> </li> <li>■今後の検討の進め方について</li> </ul>
平成28年度 (2016年度)	第5回	5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改定骨子についていただいたご意見について</li> <li>■改定素案（草案）について</li> <li>■グループヒアリングの実施について</li> </ul>
	第6回	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改定素案（たたき台）について</li> <li>■グループヒアリングの実施状況について</li> <li>■都市計画審議会への経過報告について</li> </ul>
	第7回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改定骨子についてのご意見募集結果（案）について</li> <li>■改定素案（案）について</li> <li>■意見交換会及びグループヒアリングの実施結果について</li> </ul>
	第8回	1月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改定素案についてのご意見募集結果（案）について</li> <li>■改定案（案）について</li> <li>■各委員よりひとこと</li> </ul>



検討委員会の様子

# 3

## まちづくりマスターPLAN推進委員会・調査部会

### (1) まちづくりマスターPLAN推進委員会 構成員

	役職名等
委員長	街づくり支援部を担任する副区長
副委員長	街づくり支援部長
委員	芝地区総合支所長
委員	麻布地区総合支所長
委員	赤坂地区総合支所長
委員	高輪地区総合支所長
委員	芝浦港南地区総合支所長
委員	産業・地域振興支援部長
委員	保健福祉支援部長
委員	みなと保健所長
委員	子ども家庭支援部長
委員	特定事業担当部長
委員	環境リサイクル支援部長
委員	企画経営部長
委員	用地・施設活用担当部長
委員	防災危機管理室長
委員	総務部長
委員	教育委員会事務局次長

## (2) まちづくりマスター プラン調査部会 構成員

土地利用・開発・建築	都市基盤・環境	産業・福祉・防災等
部会長：街づくり支援部長、副部会長：特定事業担当部長、部会員：以下のとおり		
各地区総合支所 ・まちづくり担当課長 —まちづくり推進担当係長	芝地区総合支所 ・まちづくり担当課長 —土木係長	各地区総合支所 ・協働推進課長 —協働推進係長
街づくり支援部 ・都市計画課長 —都市計画係長 ・住宅担当課長 —住宅政策係長 —住宅支援係長 ・開発指導課長 —開発調整担当係長 —景観指導係長 ・再開発担当課長 —再開発担当係長 ・品川駅周辺街づくり担当課長 —品川駅周辺街づくり担当係長 ・建築課長 —建築企画担当係長	街づくり支援部 ・都市計画課長 —土木課長 —道路橋りょう係長 —公園係長 ・土木計画担当課長 —土木計画係長 —公園計画担当係長 ・交通対策担当課長 —交通対策係長 —地域交通担当係長 ・土木施設管理課長 —施設管理係長	産業・地域振興支援部 ・地域振興課長 —地域振興係長 —区民協働担当係長 ・国際化・文化芸術担当課長 —国際化推進係長 —文化芸術振興係長 ・産業振興課長 —産業振興係長 ・観光政策担当課長 —観光政策担当係長
企画経営部 ・用地・施設活用担当課長 —公共施設マネジメント担当係長	環境リサイクル支援部 ・環境課長 —環境政策係長 —緑化推進担当係長 —環境指導・環境アセスメント担当係長 ・地球温暖化対策担当課長 —地球温暖化対策担当係長	保健福祉支援部 ・保健福祉課長 —地域保健福祉担当係長 —福祉施設整備担当係長 ・高齢者支援課長 —高齢者福祉係長 ・障害者福祉課 —障害者福祉係長
		みなど保健所 ・健康推進課長 —健康づくり係長
		子ども家庭支援部 ・子ども家庭課長 —子ども家庭係長
		企画経営部 ・企画課長 —企画担当係長
		防災危機管理室 ・防災課長 —防災係長
		総務部 ・総務課長 —総務係長
		教育委員会事務局 ・庶務課長 —庶務係長 ・図書・文化財課長 —文化財係

※推進委員会に先立ち、議論するテーマごとに開催し、関連する部において所管課長・係長が出席。内容によっては、個別での確認や書面での開催（意見照会等）とした。

### (3) まちづくりマスターplan推進委員会の設置要綱

港区まちづくりマスターplan推進委員会設置要綱

昭和63年9月13日  
63港都都第247号

#### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく港区の都市計画に関する基本的な方針に該当する「港区まちづくりマスターplan」について、全庁的な協力体制のもとに内容を検討し、その実現に向け記載された事項を推進するため、港区まちづくりマスターplan推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) まちづくりマスターplanに記載された事項の推進に関する事項。
- (2) まちづくりマスターplanの改定に関する事項。
- (3) その他まちづくりマスターplanに関し、区長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、街づくり支援部を担任する副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、街づくり支援部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進委員会の会務を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (意見聴取)

第5条 推進委員会は、特に必要と認めるときは、所掌事項に関する職員等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (調査部会)

第6条 推進委員会は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、調査部会を設置することができる。

- 2 調査部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (招集)

第7条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 調査部会は、部会長が招集する。

#### (庶務)

第8条 推進委員会及び調査部会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、街づくり支援部長が定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 港区街づくりマスターplan素案検討委員会設置要綱（昭和61年6月27日61港都整第15号）は、廃止する。

#### 付 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成16年8月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

芝地区総合支所長  
麻布地区総合支所長  
赤坂地区総合支所長  
高輪地区総合支所長  
芝浦港南地区総合支所長  
産業・地域振興支援部長  
保健福祉支援部長  
みなと保健所長  
子ども家庭支援部長  
特定事業担当部長  
環境リサイクル支援部長  
企画経営部長  
用地・施設活用担当部長  
防災危機管理室長  
総務部長  
教育委員会事務局次長

別表第2（第6条関係）

調査部会名	部会長及び副部会長	部会員
土地利用・開発・建築調査部会	部会長 街づくり支援部長 副部会長 特定事業担当部長	関連課長及び関連課係長 (部会長が指名する)
都市基盤・環境調査部会	〃	〃
産業・福祉・防災等調査部会	〃	〃

# 4

## 区民意見交換会

### (1) 区民意見交換会の実施概要

ワークショップ形式で開催し、きめ細かな地域の情報や実情など、地域の課題や地域の目指す将来像について話し合いました。第1回から第3回までは、総合支所の5地区に台場地区を加えた全6会場でそれぞれ開催し、第4回は全体会として全地区合同で開催しました。

年度	回	開催テーマ
平成 27 年度 (2015 年度)	第1回	■「地区の魅力や課題」について
	第2回	■「港区は今後、どのようなまちになっていくといいか」について
	第3回	■「各地区は今後、どのようなまちづくりの取組を行ったらしいか」について
平成 28 年度 (2016 年度)	第4回	■まちづくりマスターplan（草案）の概要について ■地区別まちづくり方針（案）について

### (2) 区民意見交換会の開催経過

年度	回	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	台場
平成 27 年度 (2015 年度)	第1回	9月16日	9月14日	9月15日	9月10日	9月11日	9月17日
	第2回	11月5日	11月16日	11月9日	11月10日	11月12日	11月17日
	第3回	1月14日	12月22日	1月12日	1月13日	1月18日	1月8日
平成 28 年度 (2016 年度)	第4回	6月20日（全体会）					



芝地区



麻布地区



赤坂地区



高輪地区



芝浦港南地区



台場地区

# 5

## グループヒアリング

### (1) グループヒアリングの実施概要

改定素案を作成する段階において、「第4章【全体構想】まちづくりの方針」の8つの各分野に関連する団体やグループを抽出し、ヒアリングやアンケートなどを実施しました。おおむね20年後を見据えた港区のまちづくりや、それぞれ該当する分野の方針についてご意見をいただきました。

### (2) グループヒアリングの開催経過

分野	ヒアリング対象者	実施方法・実施日
方針1 土地利用・活用	エリアマネジメント組織	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月4日（月曜日）
	民間開発事業者	ヒアリング形式にて実施 平成28年6月28日（火曜日）
方針2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯	【子育て、教育】 子育て中の母親 (子育て広場あい・ぽーと利用者)	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月12日（火曜日）
	【高齢者・障害者】 港区バリアフリー基本構想推進協議会（地区別）	協議会でいただいたご意見から、関連する内容を抽出 [芝地区] 平成28年5月16日（月曜日） [麻布地区] 平成28年5月19日（木曜日） [赤坂地区] 平成28年5月17日（火曜日） [高輪地区] 平成28年5月25日（水曜日） [芝浦港南地区] 平成28年5月20日（金曜日）
	【生活環境・防犯】 生活安全活動推進協議会	アンケート形式にて実施 平成28年8月
	【商店街・産業】 港区商店街連合会 港区産業団体連合会会員	アンケート形式にて実施 平成28年7～8月
方針3 道路・交通	日本シェアサイクル協会	ヒアリング形式にて実施 平成28年8月
方針4 緑・水	「生物多様性みなとネットワーク」会員企業	アンケート形式にて実施 平成28年10月
方針5 防災・復興	港区防災会議に参画している地域防災協議会	アンケート形式にて実施 平成28年8月
方針6 景観	港区景観を考える会	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月5日（火曜日）
方針7 低炭素化	「みなと環境にやさしい事業者会議」会員企業	アンケート形式にて実施 平成28年6～8月

分野	ヒアリング対象者	実施方法・実施日
方針8 国際化・観光・文化	【観光】 「港区観光協会」会員企業	ヒアリング形式にて実施 平成28年6月2日（木曜日）
	【文化】 港区スポーツふれあい文化健康財団	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月19日（火曜日）
今後のまちづくりの進め方等	【U-35在勤者】 「みなとネット」会員企業	ヒアリング形式にて実施 平成28年7月25日（月曜日） 平成28年8月24日（水曜日）
	【区内大学生】 東海大学、東京海洋大学、明治学院大学の学生	ヒアリング形式にて実施 平成28年8月4日（木曜日）

# 6

## 区民アンケート

### (1) 区民アンケートの実施概要

改定にあたり、前回の計画（平成 19 年4月策定）に基づき進められてきた区のまちづくりについて、区民の満足度等を調査しました。

#### ①対象

- 住民基本台帳からの無作為抽出による区民 3,600 人（外国人を含む）

#### ②実施方法

- 郵送配布、郵送回収
- 日本語、英語、ハングル、中国語の 4 か国語で実施

#### ③実施期間

- 平成 27 年8月 21 日発送、10 月 30 日到着分まで受付

#### ④発送数

- 3,600 通（日本人 3,331 通、外国人 269 通）  
(未達分を除く有効対象数：日本人 3,283 通、外国人 255 通、合計 3,538 通)

#### ⑤回収状況

- 1,320 通（日本語 1,287 通、外国語 33 通）
- 回収率 36.7%（未達分を除く有効回収率 37.3%）

#### ⑥設問（概要）

- 現在のまちのイメージと今後のまちのあり方
- まちづくりマスタートップランの認知度
- 前回の計画の全体構想で掲げたまちづくりの 7 つの方針に基づく取組の満足度（居住環境、福祉、土地利用、景観、道路・交通、防災・防犯、緑・水・環境）
- 回答者の属性と地域でのつながり

#### ⑦集計結果（概要）

- 前回の計画の 7 つの方針については、自然・歴史資源等の保全・活用についての満足度が最も高く、交通バリアフリーについての満足度が最も低いという結果となりました。
- 現在のまちのイメージは地区ごとに傾向が異なり、芝地区「企業が立地し活気あふれるまち」、麻布地区「国際化がすすむまち」、赤坂地区「観光・文化・芸術活動が盛んなまち」、高輪地区「落ち着いた住宅地があるまち」、芝浦港南地区「街並みや緑、水辺が調和したまち」が上位となっています。
- 今後のまちのあり方については、全体としては、「高齢者も快適に暮らせるまち」「災害に強く、治安のいいまち」「街並みや緑、水辺が調和したまち」という回答が多くなっています。
- 港区を居住地として選んだ理由としては、「交通の便がよいから」が最も多く、次いで「勤務地に近いから」「まちの雰囲気がよいから」が続いています。約 4 割の方が地域の活動やお祭りに参加しているのに対し、子育てや高齢者の集まり、外国人との交流は約 1 割に留まっています。

## (2) いただいたご意見の概要（抜粋）

### ①満足度に関する各回答数の比較

- 前回の計画の全体構想で掲げたまちづくりの7つの方針に基づく取組について、「満足している」「不満である」「分からぬ」から選択して回答する形式とし、各分野のまちづくりの状況の満足度を調査しました。
- 「満足している」の回答割合をみると、「地域内の移動利便性」がもっとも高く約3割であり、「自然・歴史資源等の保全活用」「歩行空間整備」「防犯対策」「まちの景観づくり」等が2割強と続いています。
- 「不満である」の回答割合では、「交通バリアフリー」が約3割と最も高くなっています。次いで「放置自転車対策」、「歩行空間整備」「地域内の移動利便性」となっています。
- 「地域内の移動利便性」「歩行空間整備」は、「満足している」「不満である」とも回答が多く、評価が分かれる結果となっており、地域により満足度にばらつきがあると考えられます。
- 「分からぬ」の割合が高い施策は、施策そのものが区民に浸透していない、もしくは施策の対象に回答者自身が該当しない場合等が考えられます。子育てに関する質問が最も多い、これは子育て世帯以外では身近でない内容であるためと考えられます。次いで、「災害への備え」や「まちづくり支援」「低炭素まちづくり」「建築物の不燃化・耐震化」等について区民の認知度が低い結果となっています。

### ◆「満足している」回答数

No	設問	件数	割合
1	地域内の移動利便性	392	29.7%
2	自然・歴史資源等の保全活用	310	23.5%
3	歩行空間整備	304	23.0%
4	防犯対策	304	23.0%
5	まちの景観づくり	263	19.9%
6	放置自転車対策	245	18.6%
7	緑と水の維持創出	244	18.5%
8	建築物バリアフリー	223	16.9%
9	まちづくり支援	199	15.1%
10	交通バリアフリー	197	14.9%
11	建築物不燃化・耐震化	164	12.4%
12	居住支援	160	12.1%
13	地域特性に応じたまちづくり	158	12.0%
14	災害時への備え	156	11.8%
15	子育て支援施設等	128	9.7%
16	低炭素まちづくり	90	6.8%

### ◆「不満である」回答数

No	設問	件数	割合
1	交通バリアフリー	392	29.7%
2	放置自転車対策	349	26.4%
3	歩行空間整備	282	21.4%
4	地域内の移動利便性	281	21.3%
5	まちの景観づくり	240	18.2%
6	居住支援	223	16.9%
7	緑と水の維持創出	218	16.5%
8	地域特性に応じたまちづくり	208	15.8%
9	低炭素まちづくり	193	14.6%
10	防犯対策	155	11.7%
11	子育て支援施設等	125	9.5%
12	建築物バリアフリー	119	9.0%
13	建築物不燃化・耐震化	119	9.0%
14	災害時への備え	104	7.9%
15	自然・歴史資源等の保全活用	96	7.3%
16	まちづくり支援	94	7.1%

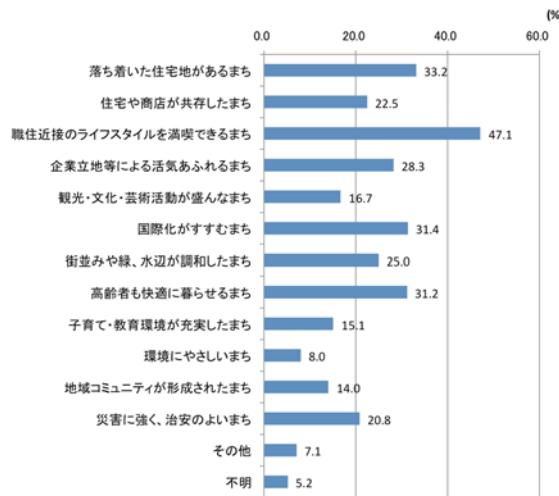
### ◆「分からぬ」回答数

No	設問	件数	割合
1	子育て支援施設等	621	47.0%
2	災害時への備え	498	37.7%
3	まちづくり支援	474	35.9%
4	低炭素まちづくり	446	33.8%
5	建築物不燃化・耐震化	368	27.9%
6	居住支援	299	22.7%
7	地域特性に応じたまちづくり	280	21.2%
8	緑と水の維持創出	260	19.7%
9	自然・歴史資源等の保全活用	222	16.8%
10	建築物バリアフリー	218	16.5%
11	防犯対策	183	13.9%
12	放置自転車対策	133	10.1%
13	歩行空間整備	118	8.9%
14	地域内の移動利便性	103	7.8%
15	まちの景観づくり	99	7.5%
16	交通バリアフリー	70	5.3%

## ②現在のまちのイメージと今後のまちのあり方

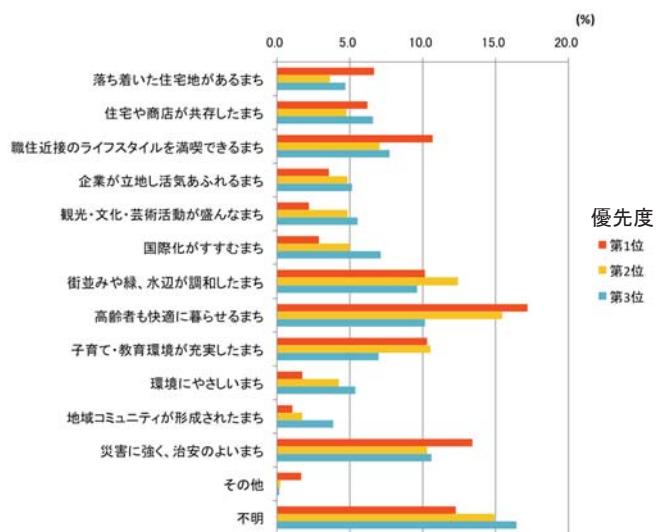
現在の港区のまちについて、区民にどのように評価、認識され、また今後どのようなまちになっていくことが望まれているのかを把握するため、それぞれ同じ選択肢から選択する形式とし、比較、分析ができるよう設問を設定しました。

### ＜現在のまちのイメージ＞



○現在のまちのイメージについて、「職住近接のライフスタイルを満喫できるまち」が最も多く、全回答者の約47%が選択しています。次いで、「落ち着いた住宅地があるまち」、「高齢者も快適に暮らせるまち」となっており、住環境や住みやすさについての評価が3割強となっています。一方、「環境にやさしいまち」、「地域コミュニティが形成されたまち」、「子育て・教育環境が充実したまち」についての評価は低い結果となっています。

### ＜今後のまちのあり方＞



○今後のまちのあり方については、優先度第1位は「高齢者も快適に暮らせるまち」が最も多く、次いで「災害に強く、治安のよいまち」、「職住近接のライフスタイルを満喫できるまち」となっています。優先度第2位についても「高齢者も快適に暮らせるまち」が最も多く、次いで「街並みや緑、水辺が調和したまち」、「子育て・教育環境が充実したまち」となっており、優先度第3位についても、同様の項目が上位に挙げられています。

# 7

## 区民意見の募集結果

### (1) 区民意見募集（パブリックコメント）の実施概要

#### 意見の募集時期と件数

##### ＜改定骨子＞

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成 28 年 3 月 1 日（火曜日） ～平成 28 年 3 月 31 日（木曜日）	42 通 (区ホームページ 23、直接持参 17、FAX 2)	69 件

##### ＜改定素案＞

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成 28 年 11 月 11 日（金曜日） ～平成 28 年 12 月 12 日（月曜日）	35 通 (区ホームページ 21、直接持参 9、郵送 2、FAX 3)	121 件

#### 意見の提出方法

区ホームページ、直接持参、郵送、FAX

#### 資料の閲覧場所

港区都市計画課（区役所 6 階）、区政資料室（区役所 3 階）、総合案内（区役所 1 階）、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

### (2) 区民説明会の開催概要

##### ＜改定骨子＞

開催日時	開催場所	参加者数	意見の件数	
平成 28 年 3 月 2 日（水曜日） 19：00 から	港区役所本庁舎 9 階会議室	12 人	8 件	
平成 28 年 3 月 13 日（日曜日） 10：30 から		14 人	8 件	
		合計	26 人	
			16 件	

##### ＜改定素案＞（いずれも 18：30 から）

開催日時	開催場所	参加者数	意見の件数
平成 28 年 11 月 18 日（金曜日）	〔芝浦港南地区〕 芝浦区民協働スペース	8 人	6 件
平成 28 年 11 月 28 日（月曜日）	〔高輪地区〕 東海大学高輪キャンパス	24 人	7 件
平成 28 年 11 月 29 日（火曜日）	〔麻布地区〕 麻布区民協働スペース	8 人	6 件
平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）	〔赤坂地区〕 赤坂区民センター	6 人	4 件
平成 28 年 12 月 1 日（木曜日）	〔芝地区〕 慶應義塾大学薬学部芝共立キャンパス	11 人	4 件
		合計	57 人
			27 件

## 8

## 関連する主な計画一覧

平成 29 年（2017 年）3 月現在

	種別	計画名	策定年月
<b>【土地利用・活用】</b>			
国	計画	国土形成計画（全国計画）	平成 27 年 8 月
国	計画	首都圏広域地方計画	平成 28 年 3 月
都	計画	東京の都市づくりビジョン（改定）	平成 21 年 7 月
都	計画	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成 26 年 12 月
都	答申	2040 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について (東京都 都市計画審議会)	平成 28 年 9 月
<b>【住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯】</b>			
都	計画	住生活基本計画（全国計画）	平成 28 年 3 月
都・区	計画	東京都地域住宅計画	平成 28 年 8 月
区	計画	港区住宅基本計画後期改定版	平成 26 年 3 月
区	計画	港区産業振興プラン	平成 27 年 3 月
区	計画	港区地域保健福祉計画	平成 27 年 3 月
区	計画	港区高齢者保健福祉計画（港区介護保険事業計画）	平成 27 年 3 月
区	計画	港区障害者計画（港区障害福祉計画）	平成 27 年 3 月
区	計画	港区子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年 3 月
区	計画	港区教育ビジョン	平成 26 年 10 月
区	計画	港区学校教育推進計画	平成 27 年 2 月
区	計画	港区生涯学習推進計画	平成 27 年 2 月
区	計画	港区スポーツ推進計画	平成 27 年 2 月
区	計画	港区生活安全行動計画	平成 27 年 3 月
国	計画	健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン	平成 26 年 8 月
<b>【道路・交通】</b>			
国	答申	東京圏における今後の都市鉄道のあり方について (国土交通省 交通政策審議会)	平成 28 年 4 月
区	計画	港区地域交通サービス取組方針・実施計画	平成 20 年 10 月 平成 21 年 3 月
都・区 (中央・港・江東)	計画	東京都臨海部地域公共交通網形成計画	平成 28 年 6 月
都	計画	都心と臨海副都心とを結ぶ BRT に関する基本計画・事業計画	平成 27 年 4 月 平成 28 年 4 月
都・区	計画	東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）	平成 28 年 3 月
区	計画	港区自転車等総合基本計画	平成 20 年 3 月
区	計画	港区自転車利用環境整備方針	平成 25 年 3 月

	種別	計画名	策定年月
区	計画	港区バリアフリー基本構想・特定事業計画	平成 26 年9月 平成 27 年3月
区	計画	港区総合交通戦略	平成 29 年度策定予定
<b>【緑・水】</b>			
区	計画	港区緑と水の総合計画	平成 23 年3月
区	計画	港区生物多様性地域戦略-生物多様性みなとプラン-	平成 26 年3月
区	計画	港区都市計画公園・緑地の整備方針	平成 26 年3月
区	計画	港にぎわい公園づくり基本方針	平成 28 年3月
都・市町村	計画	緑確保の総合的な方針	平成 28 年3月
<b>【防災・復興】</b>			
区	計画	港区地域防災計画	平成 29 年3月修正
区	計画	港区防災街づくり整備指針	平成 25 年3月
区	計画	港区耐震改修促進計画	平成 29 年4月
区	計画	港区電線類地中化整備基本方針	平成 26 年3月
都	計画	防災都市づくり推進計画（改定）	平成 28 年3月
<b>【景観】</b>			
区	計画	港区景観計画	平成 27 年12月
<b>【低炭素化】</b>			
区	計画	港区低炭素まちづくり計画	平成 27 年10月
区	計画	港区環境基本計画	平成 27 年3月
区	計画	港区地球温暖化対策地域推進計画	平成 25 年3月
区	計画	港区環境率先実行計画（みんなとエコ 21 計画）	平成 28 年3月
<b>【国際化・観光・文化】</b>			
区	計画	港区国際化推進プラン	平成 27 年3月
区	計画	港区観光振興ビジョン	平成 27 年3月
区	計画	港区文化芸術振興 プラン	平成 25 年3月 (追補版: 平成 27 年3月)
<b>【その他】</b>			
区	計画	港区公共施設マネジメント計画	平成 29 年2月
区	計画	港区区民協働ガイドライン	平成 26 年3月

## あ行

## アドプト・プログラム

アドプトとは「養子にする」という意味です。区が維持管理する道路・公園等を「養子」に見立て、地域住民や企業等が構成する団体等が「里親」となって港区と協定を結び、道路や公園等の清掃や草花の管理などの維持管理を、協働で行う事業のことをいいます。

## 歩いて行ける公園を整備する地域

歩いて行ける範囲を半径 250m（街区公園の誘致距離）とし、その圏域に身近に利用できる公園等がない地域のことです。子どもから高齢者まで幅広い世代の健康運動の場及び遊び場を確保するため、こうした地域においては、公園等の整備を促進します。

【関連】港にぎわい公園づくり基本方針

## 移動円滑化経路

移動円滑化とは、高齢者、障害者等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上させることをいいます。移動円滑化経路とは、移動円滑化の措置がとられた経路のことをいいます。国土交通省の移動等円滑化整備ガイドラインでは、バリアのないルートの確保、わかりやすいルートの確保、安全で使いやすい施設・設備の3要素を統合的にとらえて計画し整備を行うことが重要だとされています。

## 雨水流出抑制施設

雨水浸透施設、雨水貯留施設またはこれらを組み合わせた施設をいいます。港区では、一定規模以上の敷地での建築物等の新築・増築時や公園、駐車場の整備の際に、雨水流出抑制施設の設置について、敷地面積に応じた抑制対策量を確保するよう指導しています。具体的には、芝生等の自然浸透域や浸透ます、透水性舗装等などが抑制施設に該当します。

【関連】港区雨水流出抑制施設設置指導要綱

## エコロジカルネットワーク

市街地の中には、公園・緑地や学校の縁、民有地の庭など、生きものの生息拠点となっている大小様々な緑地がありますが、それらを街路樹や小規模な緑地などでつなぎ、生きものが移動できるようにすることで、生きものが暮らしやすい状況をつくる必要があります。このように、生息地をネットワーク化することをエコロジカルネットワークといいます。

【関連】港区生物多様性地域戦略

## エネルギーの面的利用

従来、個々の建築物ごとに電気やガスなどが供給され「点」で使用していたものを、自立分散型エネルギー・システムや地域冷暖房施設等を用いて、一定規模の地区内で電気や熱を効率的に供給したり、複数の地区でエネルギー供給施設を共有しエネルギーを融通し合うなど、点を一定エリア内でネットワーク化し「面」全体で最適な設備設計と運用制御を行うことで、エネルギー利用の効率を更に高めることができます。こうしたエネルギーの利用の形態をエネルギーの面的利用といいます。

## エリアマネジメント

地域の良好な環境を維持・発展させ地域の魅力や価値を向上させるための、住民、事業主、地権者等による地域主体のきめ細かなまちづくりの取組をいいます。快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成等に加えて、人々を惹きつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域も含まれます。港区では、開発事業等によって創出された公共的な空間を中心として、周辺に活動を広げ、整備が完了した後のまちの運営・更新段階に至るまで、地域で一体的にまちの魅力や価値を向上させるエリアマネジメント活動を行う地域が増えています。

## エリア防災

ターミナル駅周辺をはじめとする高層建築物、地下街・地下施設、公共交通施設などが集中する地域において、個別の建築物の防災対策だけではなく、官民連携でエリア全体を見据えた災害対策を総合的に計画し具体化していく考え方のことです。

これにより地震などの大規模災害が発生したとき、多数の死傷者の発生や退避した群衆による不慮の事故、大量の駅周辺滞留者や帰宅困難者の発生を軽減することができます。都心部においてはさらに、立地企業などの事業継続が困難となることによる経済への影響が懸念されています。このようなエリアにおいて、建物所有者や交通事業者、行政、警察等の地域の関係者が密接に連携して、エリアとしての防災機能を強化することが求められています。

## 延焼遮断帯、延焼遮断帯を形成する道路

延焼遮断帯は、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帶状の不燃空間をいいます。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担います。

延焼遮断帯を形成する道路は、延焼遮断帯の軸となる道路のことをいい、都市計画道路を中心として、その整備が継続的に進められています。

【関連】東京都防災都市づくり推進計画

## オープンスペース（公開空地等）

公園・緑地や水辺、広場等の公共的な空間や、道路空間と連続した民有地で、一般に開放され自由に通行または利用することのできる、開放的で広がりのある空間をいいます。オープンスペースの一つである公開空地は、建築基準法第59条の2に定められた総合設計制度に基づいて設けられたものです。

### か行

#### 街区再編

小規模老朽ビルや木造住宅などが混在する市街地、敷地が細分化した密集市街地など、まちづくりの様々な課題を抱える地域において、都市計画に基づく規制緩和などを活用して、細分化された敷地の統合や細街路の付替えなど街区の再編整備を行いながら、共同建替え等を進めることです。

【関連】街区再編まちづくり制度／東京のしゃれた街並みづくり推進条例

#### 開発事業に係る定住促進指導要綱

港区では、良好な市街地環境の整備と定住人口の確保・増加のため、「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」を平成3年（1991年）に制定し、一定規模以上の開発事業が計画される際に、良質な住宅や生活に便利な施設の附置を義務付けています。

#### 帰宅困難者

大規模な災害の発生によって公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合に、勤務先・通学先・外出先などから徒歩で容易に帰宅できない人々のことをいいます。東日本大震災の際には、震源から遠く離れた港区においても多数の帰宅困難者により、駅周辺、幹線道路、避難所で大きな混乱が生じました。「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月、東京都）によると、港区では約105万人、東京都全体では約517万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。

#### 旧耐震基準

建築基準法に基づく耐震基準は、昭和56年（1981年）6月1日以前の基準を「旧耐震基準」、それ以降の基準を「新耐震基準」と呼んでいます。旧耐震基準は、建築物が震度5程度の中地震でも倒壊しないような設計基準を定めたものでした。それに対して新耐震基準では、震度6～7の大地震でも倒壊しないように基準が強化されました。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建築物に大きな被害が発生したことから、それらの耐震化が重要となっています。

【関連】港区耐震改修促進計画

## 緊急輸送道路、特定緊急輸送道路

緊急輸送道路は、地震直後から発生する避難・救急消防活動、支援物資の輸送などを円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいいます。また、東京都では、緊急輸送道路のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要のある道路を特定緊急輸送道路として条例で指定しています。

【関連】東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

#### 区民避難所

災害による家屋の倒壊・延焼等で被害を受けた区民が一時的に生活をするために避難する場所です。地域防災拠点ともいいます。学校や区民センターが区民避難所に指定されています。

【関連】港区地域防災計画

#### クリーンエネルギー

現在、エネルギー源として主に使用されている石油や石炭などの化石燃料に対して、地球温暖化の要因の一つでもある二酸化炭素をほとんど発生させないエネルギーのことをいいます。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの再生可能なエネルギーは、環境にやさしいクリーンエネルギーであるという面からも、導入・普及が期待されています。

#### クールスポット

夏でも涼しく過ごせる空間・場所のことをいいます。例えば水辺や緑地などの涼しさを感じる場所や、散水設備などの暑熱対応設備を設置した空間などがあります。

#### 景観行政団体

景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のことです。東京都の同意を得て、平成21年（2009年）6月1日付けで港区は景観行政団体となりました。

【関連】港区景観計画

#### 広域避難場所

震災時、火災の延焼による危険から避難する場所です。大規模公園、緑地、耐火建築物地域などのオープンスペースを東京都が指定しており、区内では、平成29（2017年）年3月現在、7か所が指定されています。

【関連】港区地域防災計画

#### コージェネレーションシステム

エンジンやタービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる排熱を同時に冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムです。総合熱効率の向上を図るもので

## 国家戦略特別区域

国家戦略特別区域法第2条に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する区域のことをいいます。港区は、平成26年(2014年)5月に全域が東京圏国家戦略特別区域に指定されました(東京圏:東京都、神奈川県、千葉市及び成田市(平成29年3月現在))。

## さ行

### 災害拠点病院、災害拠点連携病院

災害拠点病院とは、災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合に、東京都知事の要請により初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関をいいます。24時間体制で被災地域内の傷病者の受入れ・搬出や、ヘリコプターなどを使用した重症傷病者の受入れ・搬送、消防機関と連携した医療救護班の派遣が可能である等の条件を備えた病院で、平成29年(2017年)3月現在、港区内外では3か所が指定されています。

災害拠点連携病院は、災害拠点病院と連携し、主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院のことをいいます。平成29年(2017年)3月現在、港区内外では3か所が指定されています。

## 細街区

主に建築基準法第42条第2項が定める最低幅員4m未満の道路(2項道路)を指します。港区では、地震や火災などの災害時における避難路の確保、快適な歩行環境の創出、良好な住環境の形成を促進するため、細街区拡幅整備事業を実施しています。細街区拡幅整備事業とは、細街区に接して建築を行う際に、道路として後退する敷地(後退用地)に関して、土地の権利、整備方法、管理方法等を区と協議し、道路の空間を確保する事業です。細街区協議が成立した場合、拡幅整備については、原則、区で工事及び測量を行いますが、協議により申請者が行う場合は助成制度を設けています。

## 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができると言認められるもののこと、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年(2009年)7月)」において太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが再生可能エネルギーとして規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

## 在来種

もともとその生息地に生息していた生物種の個体及び集団のことです。在来種は、地域本来の生態系のバランスを維持するために重要な役割を担っています。しかし近年では外来種の拡散や定着により在来種が追いやられ、地域の生態系への影響が懸念されています。

【関連】港区生物多様性地域戦略

## 市街地開発事業

都市計画法第12条に定めるもので、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の7事業をいいます。

## 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合や、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のことです。市街地開発事業の一つです。

## 時限的市街地

災害により甚大な被害が生じた地区で、住民が主体となって地域の復興を進めるため、「暫定的な生活の場」として一時的につくる市街地のことをいいます。時限的市街地は、仮設の住宅や店舗、事務所と利用可能な残存建設物などから構成され、地域協働により復興まちづくり計画を定めて本格的な復興事業によるまちの再建が行われるまでの、暫定的な市街地です。

## 事前復興

発災時に被災者の住まい、生活、仕事の復興、地域の経済基盤の復興等を迅速に行うため、被害が生じることを前提にあらかじめ計画的に復興対策を準備しておくことをいいます。港区では震災復興マニュアルを策定し、事前復興の取組の一つとして、地域の方々と協働し震災復興まちづくり模擬訓練を実施しています。

## 市町村の都市計画に関する基本的な方針

都市計画法第18条の2に定める、区市町村自らが定める都市計画のマスター・プランのことをいい、通称「市町村マスター・プラン」と呼ばれます。基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則して、住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像、整備方針等をきめ細かくかつ総合的に定めるもので、港区では「港区まちづくりマスター・プラン」の名称で策定しています。

## 自転車シェアリング

拠点となる自転車等駐車場(自転車シェアリングポート)を街なかに複数設置し、自転車を自由に貸出・返却できる自転車の共同利用サービスのことです。通勤や通学、観光などの多様な使われ方が期待されるとともに、渋滞緩和や自動車利用の減少による二酸化炭素排出量の削減を図ります。

## 住宅ストック

総住宅数のことをいいます。空き家等も含む数値であり、平成25年(2013年)現在の国内の住宅ストックは約6,063万戸と、総世帯数(約5,245万世帯)を上回る数値となっています。

東京都内の住宅ストックは約736万戸(平成25年(2013年)現在)と一貫して増え続けており、世帯数670万に対して1.1倍となっています。

## 住宅セーフティネット

病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥った時に安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている住宅に関する様々な対策のことです。

住生活基本計画（全国計画）では、住宅確保要配慮者の増加に対応するため、空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティネット機能を強化していくことを施策の一つに掲げています。

## 消防水利

火災が起きた際に、消防用水として使用する設備をいいます。主な消防水利として防火水槽、消火栓等があります。

## 自立分散型エネルギー・システム

建築物内で利用するエネルギーを、その建築物内もしくはその周辺に設置されたエネルギー・プラントより供給するシステムのことをいいます。大型発電所から送電する一般的なシステムと比べて送電ロスが少なく、コーポレート・ガバナンス・システムや再生可能エネルギー等を組み合わせることで、効率的なエネルギー利用が可能です。さらに、災害時にも地区内へのエネルギー供給が可能で、防災性にも優れています。

## 浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等（地下街や地下鉄駅など、地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）のことです。施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告するとともに、自ら公表することが義務付けられています。

【関連】港区地域防災計画

## 水上輸送、水上輸送基地（防災船着場）

### 海上輸送、海上輸送基地

水上輸送とは、河川や東京港内の運河等を活用した域内輸送であり、災害拠点病院や備蓄倉庫など防災上重要な拠点を連絡する船舶を活用した輸送のことです。

東京都地域防災計画では、水上輸送の拠点を水上輸送基地として指定されており、港区内では、日の出桟橋とお台場海浜公園が指定されています。また、東京港防災船着場整備計画では、水上輸送基地のことを防災船着場という名称で呼ばれています。

海上輸送とは、水上輸送で想定する船舶（水上バス等）よりも大型の船舶（旅客船等）を活用した広域的な輸送であり、他道府県等と東京都を連絡するものであり、広域輸送の一つとなっています。（広域輸送とは、陸上輸送、航空輸送、海上輸送の3つを指します）

東京都地域防災計画では、海上輸送の拠点を海上輸送基地と指定されており、港区内では、竹芝ふ頭や日の出ふ頭、芝浦ふ頭、品川ふ頭が指定されています。

【関連】東京都地域防災計画震災編

東京港防災船着場整備計画

## 水密化

水密化とは、機械・装置などで、隙間などからの浸水を防ぐような状態、または構造にすることをいいます。

## 生物多様性

地球上のあらゆる生きものが、相互に関わりあいながら生きていることをいいます。人類も生物多様性の一員で、他のたくさんの生きものとつながり、食べ物や水など、地球上の様々な自然や生きものがつくり出す恵みを受けて生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性（森林、河川等住む場所）、種の多様性（動植物から細菌などの微生物まで）、遺伝子の多様性（同じ種でも異なる遺伝子を持つもの）という3つのレベルで多様性があるとしています。

【関連】生物多様性地域戦略

## た行

### 多文化共生社会

国籍や民族、文化、言語、宗教などの異なる人々が、互いの多様な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに安心して暮らしていく社会のことをいいます。

### 地域集合場所

災害発生時に地域の人々の安否確認や救出・救護を行るために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。地域集合場所にて安否確認を行い、その後、自宅に被害がない場合は自宅へ帰宅、避難が必要な場合は避難所や広域避難場所に避難します。ただし、自宅が安全な場合は、自宅に帰宅することになります。

地域集合場所は、これまで一時集合場所という名称でしたが、名称の読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、港区では平成25年（2013年）から「地域集合場所」という名称に変更しました。

### 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すシステムです。港区では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

### 地域防災協議会

近隣の防災会（町会、自治会）、事業所、PTAなどの組織が連携・協力して避難所運営や避難誘導などをを行うため、区立小学校区を基本として地域防災協議会が結成されています。平成29年（2017年）3月現在、22組織が設立されています。

## 地域冷暖房

複数の建築物に対して、中央プラントから蒸気や温・冷水などを供給するシステムです。略してDHC(District Heating and Cooling)と呼ばれることがあります。設備を1か所にまとめて地域に供給するため、エネルギーの効率的利用や省スペース化等のメリットがあります。港区では、開発事業等に合わせて整備が進められており、平成29年(2017年)3月現在、24区域で導入されています。

## 地区内残留地区

地区的不燃化が進んでおり、震災時、火災の延焼の危険性が少なく、広域避難場所に避難する必要がない地区のことで、東京都が東京都震災対策条例に基づき指定しています。区内は、主に北側及び東側地域が地区内残留地区に指定されています。

## 地形をいかした緑の軸

地形的な連なりを持つ斜面緑地のことです。ヒートアイランド現象の緩和、生き物の生息・生育環境の保全、健全な水循環系の構築といった環境保全の観点に加え、江戸時代の大名屋敷跡などに残された港区の景観を特徴づけるなど、景観形成の観点からも重要な役割を担っています。斜面緑地を保全するとともに、周辺の民有地などにおいて緑の保全・創出を推進することで、斜面緑地の緑の連なりを拡充し、地形をいかした緑の軸を形成します。

【関連】港区緑と水の総合計画

## 地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆(登記されている地番)の土地について、その所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積に関する測量調査の結果を公図や登記簿に反映させるもので、国土調査法に基づく「国土調査」の一つとして実施します。地籍調査を行うことにより、土地の実態を明確にできるため、土地境界に関するトラブルの防止、登記手続の簡素化、災害時の迅速な復旧・復興活動に役立ちます。

## デジタルサイネージ

屋外や公共交通機関、店頭、公共的な空間など、あらゆる場所でディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称です。ネットワークに接続することで即時に情報を配信するのが特徴です。街なかにある大型ビジョンや駅、空港、ショッピングモールはもちろん、エレベーター、病院、コミュニティバスや電車の車内などにも急速に活用が広まっています。

## 道路をいかした緑の軸

道路の街路樹を中心として沿道も含めた緑のことです。環境保全、防災、景観、レクリエーションの観点から重要な役割を担っています。道路の街路樹を育成するとともに、沿道の民有地と連携した緑化と連続したオープンスペースの確保を推進し、厚みと広がりのある緑の軸を形成します。

【関連】港区緑と水の総合計画

## 都市開発諸制度

公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対する、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のこと、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区、総合設計の4制度のことを呼んでいます。

東京都は、平成13年(2001年)に策定した「東京都の新しい都市づくりビジョン」における地域ごとの「将来像」の実現のため、都市開発諸制度の戦略的活用を図るものとしており、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」を策定しています。また、制度ごとに詳細な運用基準・許可要綱を定めており、これに基づいた運用を行っています。

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスターplan)

都市計画法第6条の2に基づき、広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるもので、広域行政を担う自治体が長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を示しています。東京都では、平成26年(2014年)12月に、目標年次を平成37年とするおおむね10年間の方針を策定しています。

区市町村は、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、地域に密着した都市計画の方針(市町村の都市計画に関する基本的な方針)を策定することとされています。

## 都市計画公園

都市計画法第11条に基づき位置や面積などを決定している公園のことです。

## 都市計画道路

都市計画法第11条に基づき位置や構造などを決定している道路のことです。都市計画道路は、主に交通機能に着目して、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4つに分類されます。都市計画道路が計画されている区域では、将来的に道路整備が円滑に進むように、土地の形質変更や建築物の建築に際して一定の制限がかかっています。

## 都市再生安全確保計画

都市再生特別措置法第19条の13の規定に基づく制度です。都市再生緊急整備協議会は、地域整備方針に基づき、大規模な地震が発生した場合における滞留者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等について、「都市再生安全確保計画」を作成することができます。

## 都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法に基づき、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で指定された地域のことをいいます。特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域の内から、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、政令で指定された地域です。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域においては、都市計画等の特例（都市再生特別地区制度による規制緩和）や民間都市再生事業計画制度による金融支援・税制支援措置等を受けることができます。

日本全国では、都市再生緊急整備地域は 59 地域 約 8,263ha、特定都市再生緊急整備地域は 13 地域 約 3,962ha（いずれも平成 28 年（2016 年）11 月現在）が指定されており、港区では区北部が「東京都心・臨海地域」、区南東部が「品川駅・田町駅周辺地域」として指定されています。

## 都市再生ステップアッププロジェクト

東京都の事業で、都有施設の移転・更新等を契機に、複数都有地の有効活用を行うことで、周辺開発の誘発を図る事業です。民間の資金力やノウハウを活用したプロジェクトが展開され、周辺のまちづくりの起爆剤としての役割を担っています。港区では、竹芝地区（東京都公文書館、東京都計量検定所、都立産業貿易センターの敷地）において、事業が進められています。

## 土地区画整理事業

土地区画整理事業に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のことです。市街地開発事業の一つです。

### は行

#### ハザードマップ

地震や大雨などの大震災による被害を低減するためには作成する防災用の地図のことです。平成 29 年 3 月現在、港区では地震対策のために「津波」「液状化」「揺れやすさ」の 3 種類の地図を、大雨対策のために「浸水」の 1 種類の地図をそれぞれ作成しています。

#### バリアフリー

段差などの障壁を取り除いて移動をしやすくすることをいいます。港区ではバリアフリー法に基づき、高齢者や障害者、子育て世代、妊産婦などの移動や施設利用の利便性及び安全性の向上を促進するために、港区バリアフリー基本構想を策定し、歩行空間の確保や施設・設備を利用する際のバリアを取り除く取組を推進しています。

【関連】港区バリアフリー基本構想・特定事業計画

#### ビオトープ

Bio（生物）と Tope（場所）の合成語で、「あるまとまりをもった生き物の生息・生育空間」のことをいいます。動植物が生きていける環境としての一定の範囲を示します。

## ピクトグラム

一般的に「絵文字」「絵単語」と呼ばれる、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号の一つです。道路交通標識、空港や駅の案内板、非常口の表示など、誰が見てもすぐに意味がわかるデザインとして制作され、利用されます。

## 復興地区

災害時に甚大な被害を受けた地域では、個人が無秩序に建築すると、災害に弱い従来のまちに戻ったり建築しにくい箇所が残ってしまうおそれがあります。区は、おおむね 80%以上の建築物が全半壊となるなど壊滅的な被害を受け、緊急かつ重点的に復興事業を行う必要がある地域については、港区被災市街地復興整備条例に基づいて「重点復興地区」を指定し、建築基準法第 84 条に基づいて、最長で 2か年の建築制限を課し、土地区画整理事業や市街地再開発事業などにより復興を進めます。また、おおむね 50%以上の建築物が被害を受け、道路などと一体的に復興事業を行う必要がある地域については、「復興促進地区」に指定し、建築行為の届出の義務を課し、共同建替えなどにより復興を進めます。

## プレーパーク

子どもがのびのびと切り遊べるよう禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していく冒険遊び場です。平成 29 年 3 月現在、高輪森の公園やプラタナス公園、港南緑水公園において地域の皆さんや周辺の学校 PTA などの理解と参画を得ながら協働で運営しています。今後は、運営を行政から区民へ段階的に移行していくことを目指しています。

## プロジェクトマッピング

プロジェクター等を用いて、映像やコンピュータグラフィックを、建築物等の物体や空間に投映し様々な視覚効果を与える技術及びパフォーマンスをいいます。映像の動きや変化により、幻想的、錯視的な映像表現が可能で、まちのランドマークとなる建築物等を投影対象とすることが多く、アート作品や地域活性化イベント等に幅広く用いられています。

## 文化財建造物

文化財建造物は、国が指定する重要文化財や地方自治体で指定する指定文化財、国や地方自治体が設けている登録文化財制度に位置付けられた建造物のことといいます。

## 防災船着場

災害時において、医療・緊急物資や応急対応職員の輸送など、運河や河川が緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して整備された船着場のことです。

## 保護樹木、保護樹林

民有地の比較的大きな樹木や樹林、生垣などを保全し健全に育てていくための手法です。港区では、港区みどりを守る条例に基づき、所有者の申請により、区が調査の上指定し、標識の設置や維持管理に要する費用の一部を助成しています。

### ま行

#### まちづくり条例

「港区まちづくり条例」は、地域の皆さんの発意と合意によるまちづくりの仕組みを定めた条例です。

まちについて考え、活動の輪を広げ、将来像を共有し、ルールを確立していくというまちづくりの段階に応じて、区は専門家の派遣や活動助成などの支援を行っています。

### 水の拠点

緑の拠点と同様の役割を担う緑のうち、主に親水テラスや水辺を有し、水と触れ合うことのできる公園・緑地などをいいます。港区緑と水の総合計画において、水の拠点は5か所が位置付けられています。(一の橋公園、白金公園、高浜公園、芝浦南ふ頭公園、台場公園・お台場海浜公園)

【関連】港区緑と水の総合計画

### 水の軸

古川の沿川や臨海部の緑の拠点、水の拠点を結ぶ運河沿い一帯のことです。水質の改善や水辺の散歩道の連續化、良好な水辺景観の形成などを進め、人々にとって親しみやすく、生きものの生息・生育の場ともなる水の軸を形成します。

【関連】港区緑と水の総合計画

### 緑の拠点

環境保全、防災、景観、レクリエーションの機能について、複数の役割を担っている公園・緑地や民有地の緑のことです。規模が大きく、複数の観点から重要な役割を果たしているものは、中心的な緑の拠点として位置付けています。拠点の持つ機能をより高めていくため、拠点周辺においては積極的に緑の保全・創出を行います。

【関連】港区緑と水の総合計画

### や行

#### ユニークベニュー

歴史的建造物等や文化施設、道路・公園などの公共的な空間など、地域固有の資源の中で会議・レセプションを開催することで、特別感や地域特性を演出できる会場のことをいいます。国土交通省観光庁では、MICE誘致を促進するための一つのツールとして、国際会議や研修旅行のレセプションでのユニークベニューの活用の促進に取り組んでいます。

## ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無、国籍など個人の様々な状況や能力に関係なく、可能な限り初めから多くの人が利用できるように製品や建築物、環境をデザインすることをいいます。高齢者や障害者にやさしいバリアフリーの概念を一步進め、誰もが暮らしやすい環境を計画する考え方です。

### 用途地域

都市計画法第8条の3に定められた地域地区の一つで、地域ごとのまちづくりの将来像を見据え、都市計画区域内の土地を住宅、商業、工業など市街地の特性によって大まかな土地利用の方向を12種類の典型的な地域として示すものです。法律または条例に基づいて、建築物の用途などについて制限がなされ、目標とする土地利用が実現されます。

### ら行

#### ライフライン

上下水道、ガス、電気、通信（電話、インターネット等）などの都市活動を支える供給施設のことです。災害時においてもライフラインが途絶することのないよう、各施設の耐震性等の向上を図るとともに、早期復旧の取組を強化することにより、都市活動を維持し、被災者の生活を支えることが重要です。

### ランドマーク

都市や地域の特定の地点の象徴や、目印となるような特徴的なもののことです。港区内外周辺の例としては、東京タワー、増上寺、レインボーブリッジ、迎賓館、聖徳記念絵画館、国会議事堂などがあります。

【関連】港区景観計画

### 立体都市公園

都市公園法第20条に基づく制度で、適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合には、都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とするものです。これにより、民間施設と公園の一体的整備や屋上公園、人工地盤公園などの整備が可能となります。

### リノベーション

既存の建築物の改修等を行い、建築物の用途や機能を変更・更新して性能や価値を向上させることをいいます。時代の変化に対応させ、建築物の機能・性能を向上させることで、建築物の資産価値を高めます。

### リバースモーゲージ

自宅を担保としてお金を借り、死後に売却して一括返済するローンのことをいいます。主に高齢者の老後の生活資金の確保のための仕組みで、銀行の金融商品として導入され、活用が広がっています。

## 緑被率

区域面積に占める緑被地（樹木や草で覆われた土地と屋上緑化された面積）の割合をいい、緑の豊かさを表す尺度の一つです。港区の緑被率は約 21.78%（港区みどりの実態調査（第9次））で、これは区全域の約 1/5 が緑で覆われていることを示します。

## レガシー

直訳すると「遺産」を表します。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の競技施設や選手村といった物理的な遺産を未来に引き継ぐ意味だけでなく、大会の感動と記憶を都民一人ひとりの中に残し、そういう心の遺産を次世代に引き継ぐ意味でも用いられています。

## 歴史的建造物

港区景観計画では、文化財保護法及び東京都文化財保護条例または港区文化財保護法に基づき指定・登録された文化財建造物、東京都景観条例に基づく都選定歴史的建造物、景観法に基づく景観重要建造物を歴史的建造物とし、それらを核とした景観の保全・形成を図ることとしています。

【関連】港区景観計画

## 英字

### BRT

Bus Rapid Transit の略で、バス高速輸送システムのことです。連節バスの採用等により、通常の路線バスと比べて速達性・定時性に優れ、電車と遜色のない輸送力と機能の確保が可能となるバスシステムです。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて臨海部の競技施設や選手村、環状第 2 号線周辺では開発事業などまちづくりが活発に進められており、東京都はこうした一帯の交通需要の増加に対応するため、都心と臨海副都心を結ぶ BRT の導入を予定しています。港区内部では新橋駅と虎ノ門に停留施設が設置される予定です。

【関連】東京都臨海部地域公共交通網形成計画

都心と臨海副都心とを結ぶ BRT に関する基本計画・事業計画

## CEMS

Community Energy Management System の略で、地域エネルギー管理システムのことです。電気・ガス等の供給網、コーチェネレーションシステム・燃料電池等の分散型エネルギー、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーなどを組み合わせ、ICT(情報通信技術)を用いた需要と供給の制御により複数建築物のエネルギー使用を総合的に管理し、地域全体でエネルギーを効率よく利用するシステムのことです。

## ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。エネルギーの面的な活用の推進や、交通渋滞の緩和など、まちづくりの様々な面で ICT を用いた取組が実践されています。

## MICE

企業等の会議(Meeting)や研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会(Exhibition/Event)など、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

## PFI

Private Finance Initiative の略で、公共施設等の整備、維持管理、運営等に民間の資金やノウハウを活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または同一価格でより質の高いサービスを提供する手法のことです。平成 11 年（1999 年）に「民間資金等の活用等による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI 法)」が施行され、多くの事業が実施されています。業務の実施方法などについて開発事業者に広範囲の裁量を認め代わり、事業実施に伴うリスクの一部が開発事業者に移転される点が特徴です。

## PRE

Public Real Estate の略で、「公的不動産」と訳し、国や地方自治体などが保有する不動産のことです。人口構成の変化に伴い、例えば子育て支援や教育、医療、介護の需要増大など住民のニーズは変化することから、時代に合わせて今後施設の再編・集約の必要性が高まっていくと考えられています。将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や、まちに不足する都市機能の誘導にあたって、日本全体の不動産の約 1/4 と大きな割合を占める公的不動産の有効活用が注目されています。



## 区の木



ハナミズキ

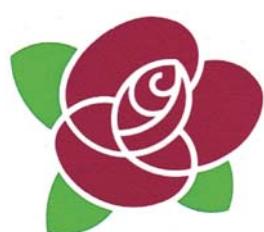
ミズキ科  
北米原産 外来種  
落葉広葉樹

## 区の花



アジサイ

ユキノシタ科  
日本（関東南部）原産  
落葉広葉樹 1.5～2.0m



バラ

バラ科  
日本、中国、欧州原産  
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 28235-5011

## 港区まちづくりマスタートップラン

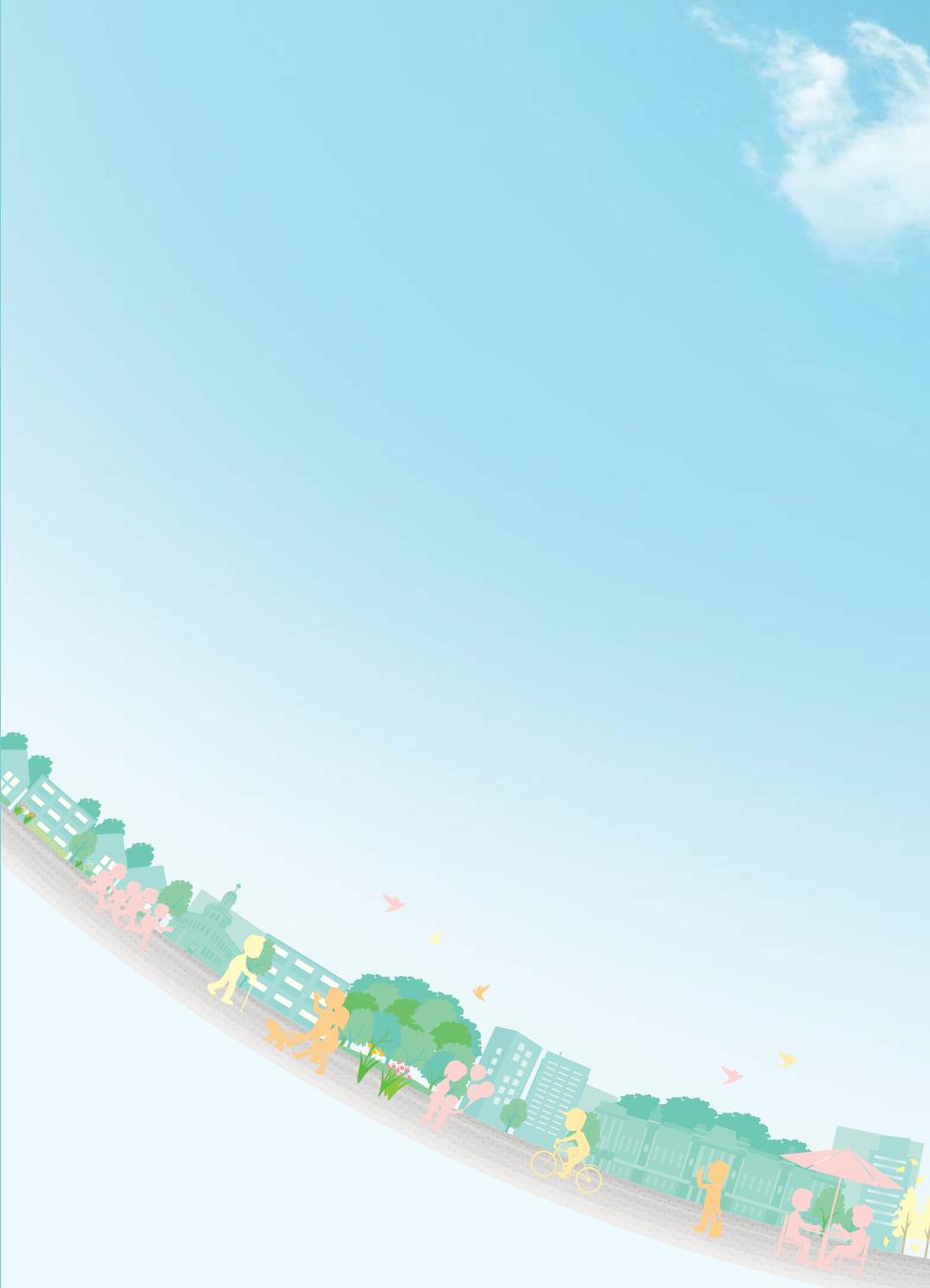
2017 年（平成 29 年）3 月  
港 区

編集 港区 街づくり支援部 都市計画課  
港区芝公園一丁目 5 番 25 号  
電話 03-3578-2111（代表）  
<http://www.city.minato.tokyo.jp>

地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである。  
〔MMT 利許第 27039 号 -86〕無断複製を禁ず。



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。



## 港区まちづくり マスタープラン

2017年（平成29年）3月

港 区

港区芝公園一丁目5番25号  
電話 03-3578-2111（代表）  
<http://www.city.minato.tokyo.jp>